主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡林辰雄、同渡辺脩の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であり、弁護人竹下甫、同小田切恒次郎の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であり、弁護人秋山秀男の上告趣意中違憲をいう点は、その実質は単なる法令違反の主張であり、その余の論旨は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であり、弁護人半田和朗の上告趣意中違憲をいう点は、その実質は単なる法令違反の主張であり、その余の論旨は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(犯人が他人を教唆して自己を隠避させたときは、犯人隠避罪の教唆犯が成立するものと解するのを相当とする。昭和三五年(あ)第九八号同年七月一八日第二小法廷決定、刑集一四巻九号一一八九頁参照)。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとり決定する。

## 昭和四三年七月九日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	松	本	正	な隹
裁判官	飯	村	姜	美